

小児マル福対象者で未就学児の 自己負担医療費無償化 を始めます

問 医療年金課 医療福祉グループ
☎内線1721、1722

4月1日(火)
以降の診療分から



令和7年4月1日以降の診療分より、小児の医療福祉費支給制度(小児マル福)を受給している未就学児を対象に、医療機関等で支払ったマル福の自己負担金を支給する事業を新たに始めます。



▲詳しくは市HPへ

無償化事業の対象者 次の要件を全て満たす方

- ①牛久市の小児マル福の受給者証の交付を受けている方
- ②令和7年4月以降の診療月において、小学校入学前のお子さま(未就学児)

対象医療

外来、入院

※健康保険の対象外となる健康診断、予防接種、薬の容器代、文書料、差額ベッド代等は支給の対象となりません。

自己負担医療費の受取方法(時期)

❗ 支給を受けるには、初回のみ「医療福祉費自己負担金支給申請書」の申請が必要になります ❗

外来・入院自己負担分の医療費を
医療機関受診時に一旦お支払いください

後日、牛久市が医療機関から提供された
情報を基に、受給者の指定口座へ振り込みます

《 振り込みは複数診療月の自己負担医療費を年4回に分けて行います 》

診療月	4～6月診療分	7～9月診療分	10～12月診療分	1～3月診療分
支払月	10月下旬ごろ	1月下旬ごろ	4月下旬ごろ	7月下旬ごろ

※支給にあたり通知は送付しません。※医療機関からの診療情報の提供が遅れたことにより、支払い月がずれ込む場合があります。
※上記のスケジュールは予定です。最新の情報は市のホームページをご確認ください。

❗ 原則として自己負担医療費は自動で振り込みますが、別途手続きが必要な場合があります ❗

マル福が対象となっていない診療(次の①、②または③)の場合は、別途申請が必要になります。

- ①月1回だけ受診した医療機関での支払いが600円以下(診療報酬点数が300点以下)だった場合
- ②月2回受診した医療機関で2回とも支払いが600円以下(診療報酬点数が300点以下)だった場合
- ③県外の医療機関を受診した場合

①、②または③に該当した場合は、診療月の翌月以降に医療機関から発行された領収書をひと月分まとめて医療年金課窓口にお持ちの上、申請していただくことで、後日、自己負担分の医療費の支給を受けることができます。

初回の申請手続きについて

◎令和7年1月1日以降に新規に小児マル福の資格を取得する方

→制度の要件を満たす方には、マル福の資格取得手続きの際に申請のご案内をしています。

◎令和7年2月10日時点で小児マル福の資格を取得している方で、制度の対象となる方

→2月14日に申請勧奨の通知を送付しています。まだ申請されていない方は手続きをお願いします。

市公式LINEからも申請できます(24時間受付)

市公式LINEのトーク画面から、「マル福無償化」とメッセージを入力し送信してください。市公式LINEから返信されてくる質問に順次回答し、受付完了のメッセージが表示されたら申請完了です。



市公式LINE
まずは友だち登録

